
「知財リテラシー」を高めるための読み物 10 選

～翻訳能力の補完的強化を目指して～

第 11 回知的財産翻訳検定＜第 5 回英文和訳＞1 級「化学」合格者
平成 23 年度知的財産管理技能検定 2 級合格
園田・小林知財サービス株式会社：荒井 博

・はじめに

筆者は十数年にわたり、特許事務所で外内案件の明細書翻訳（チェック含む）と中間処理に携わっている。特許翻訳実務では、語学自体や技術内容に関する知識に加えて、知的財産法全般に関する知識、いわば「知財リテラシー」が重要な位置を占めることは、知財翻訳検定に「知財法務実務」という科目が独立して存在していることから分かる。近年は知財に関する話題、特に著作権や商標の問題がメディアで取り上げられることも多い。今後、国際的な係争案件が増えれば、「知財法務実務」に関する翻訳の需要も高まるだろう。そのような状況の中、何らかの技術分野で知財翻訳検定の 1 級合格後、「知財法務実務」にチャレンジすることも、ステップアップのためにはとてもよい選択肢だと思う。

特許明細書翻訳でも、米国案件の和訳であれば、冒頭に“provisional application（仮出願）”という用語が出てきたり、“The apparatus description described herein is illustrative and should not be construed or interpreted as limiting the scope of the implementations described herein.”のような断り書きがあったりする。こういった記載が書かれている理由を知ることにより、発明とは直接的には関係ないように見える部分も的確な翻訳ができるようになる。

・本稿の目的

本稿では、知的財産法に関する知識、いわば「知財リテラシー」を高めるための読み物を紹介することにより、翻訳実務能力の補完・強化を図ることを目的とする。以下、硬軟各種取り混ぜながら、個人的に精選した 10 編を紹介する。

[教科書]

1. 『[特許翻訳の実務 英文明細書・特許法のキーポイント](#)』（沢井 昭司，時國 滋夫） | 講談社 BOOK 倶楽部 (kodansha.co.jp) 2014 年 7 月 発売

特許実務家の沢井氏と特許翻訳者の時國氏による共著。「特許翻訳の実務」「特許法のキーポイント」というタイトルからも分かるように、特許翻訳に必要な特許法の知識が詰まっている。「中間処理における翻訳」にも、1 つの章を割いて説明しているのは珍しいように思う。弁理士や特許技術者とのコミュニケーションを良好にするためにも、各国特許法や出願審査の流れについて基礎的な事項を、本書で確認しておきたい。

2. [知的財産法入門第 3 版](#) | 有斐閣 (yuhikaku.co.jp) 2020 年 12 月 発売

大阪大学知的財産センターの茶園茂樹大学院教授らによる本書は、「大学の学部で行われる知的財産法の授業の教材として」又は「独学で知的財産法を勉強する人の独習用の教材として」利用することが想定されており、知的財産法全般が分かりやすく説明されている。特許翻訳のためには「特許法」だけ知っていればよいという考え方もあるが、特許がどのような制度かを理解するためには、他の知財法と比較した方が違いが明確になり、

知識も広がるだろう。このシリーズには各論として、「特許法（実用新案法含む）」、「意匠法」、「商標法」はもちろん、「知的財産関係条約」、「著作権法」、「不正競争防止法」まで網羅されている。

3. 法律の学び方 | 有斐閣 (yuhikaku.co.jp) 2020年11月25日 初版第1刷発行

一橋大学大学院の青木人志教授が、獅子と鷺（有斐閣の社章をキャラクター化）、そして二人の担当編集を交えて座談会形式で行う「法学入門」の講義。法律とは何かを、弱肉強食の動物世界と対比させながら、お手軽な分量で解きほぐしてくれる本書は、30年以上法学教師を務めた著者の集大成。日常生活でも法律用語は何となく見聞きしているかもしれないが、「法律の学習にあたっては、法律用語はむしろ外国語だと割り切って、留学生と同じ気持ちでいちいち定義と表記をしっかりと確認したほうがいい」（下線は筆者による）という箇所には、特に共感を覚える。

[新書]

4. 『楽しく学べる「知財」入門』（稲穂 健市）：講談社現代新書 | 講談社 BOOK 倶楽部 (kodansha.co.jp) 2017年2月 第1刷発行

以前は「稲森健太郎」という筆名で「知られざる特殊特許の世界」、「すばらしき特殊特許の世界」等の名著を世に送り出した著者が、本書では「稲穂健市」という実名で、「身近に感じられるユニークな事例をふんだんに盛り込み、「模倣」という切り口から知的財産権について楽しく学べるようにした」本書。弁理士、東北大学特任准教授、科学技術ジャーナリストとしても活躍している著者の法律知識は正確であり、独自取材もしているため読み物としても非常に面白い。著作権、商標権、特許・実用新案権・意匠権、知財の複合化と「知財もどき」という章立てで、「面白さと実用性を両立させることで、知的財産権に関連した実践的な知識を自然と読者に身に付けてもら」ように構成されている。

5. NHK出版新書 558 こうして知財は炎上する ビジネスに役立つ13の基礎知識 | NHK出版 (nhk-book.co.jp) 2018年8月 第1刷発行

同じく稲穂健市氏が、「読者が身近に感じられる事例をふんだんに盛り込み、知的財産権で揉めることの多いパターンごとに解説することで、楽しく学べるようにした」本書。知的財産権ごとに体系的に整理・解説された前掲書とは異なり、「実際のビジネスでどのような問題が生じ得るのか」、ひいては「トラブルの防ぎ方を学ぶ」というアプローチが主眼となっている。上記2冊を読めば、知財業界の複雑な事情がより立体的に把握できる。法律的な妥当性とは無縁なSNSでの「炎上」によって、企業が被る影響も解説されている。なお本稿のタイトルも、同氏の「読者の知財リテラシーを最大限高めるべく」という文言から拝借したものである。

[歴史読み物]

6. 明治の特許維新 外国特許第1号への挑戦！ | 官報・政府刊行物、法律・経済専門書店 | - 政府刊行物サービスステーション 株式会社かんぽう (kanpo.net)

2011年4月18日 初版発行

特許庁で審査第四部（情報・通信分野）の部長を務めた櫻井孝氏による本書では、「日本人の米国特許第1号」、「日本人の英国特許第1号」、「外国人の日本特許第1号」についての物語が、我が国の特許制度創設、パリ条約改正の経緯などの説明を交えて紹介されている。各種書類の原典（英文含む）も引用されていて、当時の雰囲気伝わってくるのと同時に、明治時代の日本語や英語の勉強にもなる。電子メールやFAXですぐにやり取りできる現代とは異なり、通信手段も限られる中、外国に商機を見出した明治の男たちの挑戦は、非常に興味深い。

【漫画】
7. [マンガ「知財の歴史」 | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)**2017年11月 特許庁総務部総務課広報室**

「特許、意匠、商標など、産業財産権にまつわる歴史的なエピソードを1ページマンガのシリーズで御紹介」するこのサイトには、初代特許庁長官の高橋是清をはじめ、日本人発明家ら27人の業績がコンパクトにまとめられている。現代まで続く大企業の創設者も多い一方で、見過ごしていた新たな発見も多い。「知財」はどうしてもお堅いイメージになりがちだが、漫画なら親しみやすく、よい広報になっていると思う。

8. [漫画審査基準 ～AI・IoT編～ | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)**令和3年4月 特許庁調整課審査基準室**

特許庁は何と審査基準まで漫画化しており、しかも特許庁の職員が作成したとのこと。審査基準を字面で読むのはなかなかツライところがあるが、漫画であれば読みやすい。「特許審査へようこそ」にはじまり、「発明該当性」、「新規性」、「進歩性」、「記載要件」という一通りの内容が、ソフトウェア関連発明を題材にして分かりやすく説明されている。この漫画には英語版と英語動画版もあり、なぜかベトナム語版も作成されている。

9. [漫画「閃きの番人」 | 日本弁理士会 \(jpaa.or.jp\)](#)**公開日：2017年10月～2019年3月**

弁理士会も特許庁に負けてはいない。「島耕作」シリーズで有名なヒロカネプロダクションによる本作（原作：高津邦彦氏）は、「弁理士・西屋ジョージと新人弁理士・桐生真理がクライアントからの依頼を解決していく知的エンタテインメント漫画」。主人公たちが特許、意匠、商標、不正競争防止法などを駆使して問題を解決していく過程は非常に面白い。ちょっと脚色が多めのような気もするが、普段あまり注目される機会の少ない弁理士のプロモーションとしては秀逸。

【小説】**10. [特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来 | 南原 詠 | 宝島社 \(tkj.jp\)](#)****2022年1月 発行**

弁理士の南原詠氏による本書は、2022年第20回『このミステリーがすごい!』大賞・大賞受賞作。当初は「知財がリーガルミステリーになるのか?」という疑問を感じたが、VTuberが使っている画像処理技術を軸にして、特許を巡る攻防がリアルに描かれている。外部からは分かりづらい相手の状況や思惑を読みながらトラブルを解決していく様子は圧巻。ストーリーには各種特許制度を用いた仕掛けが施してあり、特許法や知財戦略の勉強にもなる。

・知財リテラシー向上により奏される効果

最近では機械翻訳ソフトであっても、文脈から表現を補ったり、逆に冗長な記載を削除したりする機能が充実する傾向にある。特許翻訳業界では長年、「原文そのまま」がよしとされる傾向にあったが、機械翻訳でそれなりの精度の訳文が即座に得られる現在、人力で取って代わってコストをかける場合には、付加価値を提供する「サービス業」として、より原文の意図に忠実な翻訳が求められる可能性もある。その際に、規範的な翻訳文の形を法的知識という側面から知っておくことは、人間の翻訳者が今後も生き残るための重要なスキルになるだろう。

法的思考と翻訳との間には、類似点もある。法的三段論法における「規範を定立して具体的な事例にあてはめ、その妥当性を判断する」というプロセスは、外国語の翻訳に際して、「原文を辞書という規範に照らして、個々の具体的な事情を勘案しながらどのような訳語にするか」という過程と共通しており、また裁判における立証は、「こういう根拠（証拠）に基づき、～という訳語にした」という説明と実質的に同じである。

上記のような理由で、語学力や技術的理解に留まらず、知財リテラシー（例えば法律知識や法的思考）を補強することにより、知財に関連する各種翻訳の精度がさらに向上することを確信する次第である。
